

こんなお悩みありませんか？

- ◆今さら聞けない・・・「扶養内」ってどういうこと
- ◆配偶者控除、配偶者特別控除って何？
- ◆どのくらいの収入なら損しないの？
- ◆扶養内で働くメリット・デメリットは？
- ◆「年収の壁」の注意点は？・・・などなど



最低賃金も上がる・・・！
社会保険適用拡大、どうなる!?

10月31日(金)

定員20名 ※個別相談人数制限あり(先着順)

そ・う・だ！
担当者に聞いてみよう！



収入と税金、社会保険の扶養について

講師

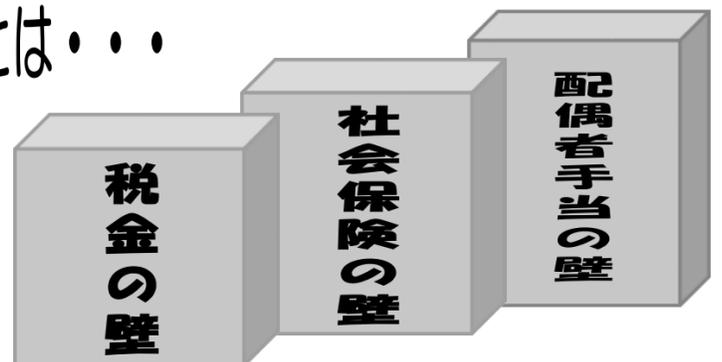
島田市役所課税課
島田年金事務所

*島田年金事務所のみ希望の方は個別相談ができます

- 時間** 9:30~11:30 (受付9:15~ 託児受付9:00~)
※セミナーのみの方は終了次第お帰りができます。個別相談ご希望の方は、セミナー終了後に相談を開始します。
- 会場** 島田市役所3階大会議室東
託児場所：プラザおおるり和室(小)
- お申込
お問い合わせ** 島田市役所内ママハロに直接お越しいただくか、お電話でお申込ください。その際にハローワーク求職番号をお尋ね致します。求職登録がない方もお申しいただけます。(氏名・ご住所・連絡の取れる電話番号・託児の有無)
託児受付10/24締め切り

〒427-8501
島田市中央町1-1(島田市役所内1階)
ハローワーク島田お仕事相談室ママハロ
電話0547-33-2710

年収の壁とは・・・



扶養内勤務の年収とメリットの比較

100万円以内	○ 住民税 ○ 配偶者控除	○ 所得税 ○ 社会保険料
103万円以内 (100万円～103万円以内)	× 住民税 ○ 配偶者控除	○ 所得税 ○ 社会保険料
130万円未満 (103万円～130万円未満)	× 住民税 ○ 配偶者特別控除	× 所得税 ○ 社会保険料
130万円以上 ~ 150万円未満	働き損!? って言われるけど、ホント?	
150万円以上	× 住民税 △ 段階的に減額	× 所得税 × 社会保険料

社会保険への加入義務条件(2024.10以降)

対象要件	現在	2025年以降の案
企業規模	従業員数51人以上	撤廃
勤務期間	2ヶ月以上の雇用見込み	撤廃
月額賃金	88,000円以上	撤廃
労働時間	週20時間以上	週20時間以上

「106万円の壁」将来的に撤廃・・・?
「20時間の壁」だけが残る!?

詳しくはセミナーでどうぞ!

各部門セミナー終了後に個別相談(要予約)を実施いたします
個別相談とは(完全予約制)

社会保険の扶養について担当職員と個別ブースにて
1対1の相談をおこないます

※相談時間は、おひとり10分程度になります。

⑧申込時にご希望相談時間をお伺いしますが、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。

◆社会保険(扶養関係)についてより詳しく内容をお知りになりたい方は個別相談をおすすめします!

申し訳ございませんが、上記テーマ以外(年金受給等)のご相談はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

参加
無料

託児
無料

共催：島田市

お仕事相談室ママハロ 電話0547-33-2710